

北区立学校等における
「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

～令和4年度改訂版～

令和4年4月1日
東京都北区教育委員会

令和4年4月1日

北区立学校等における「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和4年度改訂版）

北区は、これまで、国や東京都から示された指針やガイドラインなどを参考に、区独自のガイドライン（北区立学校等における「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、区立の学校等（幼稚園・こども園、小学校・中学校）における感染症の予防と対策の徹底に努めてきた。

令和2年度においては、令和2年3月から5月までの全国一斉臨時休業による授業時数の不足を取り戻すため、夏季休業期間の短縮などによる授業時数の確保などを行うとともに、濃厚接触者の特定やPCR検査結果の判明までに必要な期間の臨時休業や学年閉鎖期間について、端末機器とオンライン学習教材の活用を図ることにより、児童・生徒の学習機会の保障を図ってきた。

令和3年度は、GIGAスクール構想による「一人1台端末」の配備が4月に完了したことにより、きたコン（学習用端末）を活用した取組を積極的に進めてきた。学級閉鎖の場合は、教室における授業の様子のオンライン配信や、eライブラリやスタディサプリ等のオンライン学習教材を活用することにより、児童・生徒の学びを保障するとともに、Google Meetなどで顔を見ながら健康状態の確認を行ってきた。

新型コロナウイルス感染症は、令和4年1月以降、感染性や伝播性が高いとされるオミクロン株への置き換わりが進み、全国的に急速な感染拡大をもたらし、とりわけ10代以下の感染者数を増加させている。

北区立学校等においては、連日、多くの感染者が発生している状況のなか、学級閉鎖基準の見直しなどにより、できるだけ対面による授業の継続に努めるとともに、高校受験の時期をとらえ、中学校第3学年における一斉の学年閉鎖を行ってきた。

令和4年3月末時点において、北区立学校等における感染状況は、一時のピークを越えたものの、減少ペースが鈍化しており、また、都内においては、感染力が強いとされるステルスオミクロン株による感染者数が半数を超え、前週の同曜日の感染者数を上回る日もあることから、依然として、予断を許さない状況にあり、早期の収束は全く見通すことができない状況である。

このような状況下においても、引き続き、子どもたちの健やかな学びを保障するため、長期的かつ持続的な対応が求められることから、今後とも、学校等における感染症対策を徹底しながら、学校等の円滑な運営と児童・生徒などの学びの保障を継続していかなければならない。

区では、国が令和3年2月19日に改訂した「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00049.html）をふまえ、令和3年4月に、「北区立学校等における「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を改訂し、北区立学校等の学校運営の指針を示してきたが、その後も、国において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』」（https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html）が改訂されたことなどもあり、今般、区のガイドラインを改訂し、令和4年度における学校運営の指針とすることとした。

なお、令和4年度の学校等における新型コロナウイルス感染症対策については、本ガイドラインの定めを基本として対応することとするが、新型コロナウイルス感染症の状況は日々変化しており、国や東京都のガイドラインなども適宜改訂されることから、今後、国や東京都の対応方針に変更があった場合には、その都度、校舎長と個別に協議を行ったうえで対応方針を変更することがあり得るとともに、本ガイドラインに定めのない事項については、国や東京都のガイドラインなどもあわせて活用することを想定しているものである。

1 感染症対策の徹底

(1) 基本的考え方

① 教育活動において講じるべき5つの対策

- ア 幼児・児童・生徒に対する新型コロナウイルス感染症の予防についての正しい理解と適切な行動を指導
- イ 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ウ 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- エ 日頃の連絡体制の確認
- オ 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なる場を避けることや、1つ1つの条件が発生しないようにすること、及び大声を出さないようにする配慮
 - ・換気の悪い密閉空間（密閉）
 - ・多くの人が集まる密集（密集）
 - ・近距離での会話や発声（密接）

② 今後の特定の地域におけるクラスター発生状況や東京都内及び北区内の感染者の発生状況等を踏まえた、一部又は全部の学校における臨時休業措置に留意

(2) 感染予防の徹底

① 家庭と連携した取組み

- ア 毎朝の検温と風邪症状等の確認（幼児・児童・生徒だけでなく、同居の家族についても協力を依頼）
※幼児・児童・生徒については「健康観察表」に記入し、毎日、学校に持参。同居の家族についても、同様の体調確認を行ったうえで、体調に不調がある場合は学校に連絡
- イ 風邪症状（平熱より高い、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、強いだるさ、息苦しさ）が見られる場合（同居の家族を含む）には、症状がなくなるまでの自宅休養を徹底
- ウ 幼児・児童・生徒に感染予防対策に必要な持ち物（清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布など）の持参を徹底
- エ 手洗い（基本的に流水と石けんで行う）と咳エチケット（マスクの着用を原則とし、それにより難しい場合には、ハンカチや手ぬぐい等で代用、又はティッシュやハンカチ等で口・鼻を覆うなど）の励行
- オ 免疫力を高めるための生活習慣（十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事）の徹底

② 学校等での取組み

- ア 幼児・児童・生徒と教職員への指導
 - ・毎朝の健康状態の確認と自宅での検温を徹底（同居の家族も同様）
 - ・風邪症状（平熱より高い、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、強いだるさ、息苦しさ）が見られる場合（同居の家族を含む）には、症状がなくなるまでの自宅休養を徹底
 - ・感染予防対策で各自に必要な持ち物（清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布など）を指導
 - ・登校後、すみやかに健康状態の観察 ※「健康観察表」は、幼児・児童・生徒が教室に移動する前に確認
 - ・状況に応じて別室での確認（教職員も同様）
※保健室は様々な要因で幼児・児童・生徒が集まる場所である点に留意
 - ・こまめな手洗い（登校時、給食前後、トイレ・外遊び後など）と咳エチケットの励行
 - ・正しくマスクを着用することが原則（マスク着用の仕方は文科省衛生管理マニュアル https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html を参照）。ただし、気温・

湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害を避けるため、できるだけ人と
の身体的距離を十分に取り、近距離での会話を控えたうえで、マスクを外すよう指導

※身体的距離は、可能な限り2メートル（最低1メートル）空けることを推奨

- ・幼児・児童・生徒本人が暑さで苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるよう指導

イ 校内環境の整備

- ・石鹸や消毒用アルコールの設置
- ・教室（休憩時間ごとにドアや窓）や体育館などの換気と温度調節の徹底
- ・床の清掃は、通常の清掃活動の範囲で対応
- ・机、椅子の清掃は、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を実施
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日1回、消毒液または家庭用洗剤等を使用した清掃の実施
- ・物の表面の消毒には消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、家庭用洗剤、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用
※家庭用洗剤とは一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されている成分を含むもの（独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）ホームページ <https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html> 参照）
※次亜塩素酸ナトリウムでの消毒には必ず手袋を着用。次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸水の噴霧は厳禁
- ・器具、用具や清掃道具など共用するものについては、使用の都度消毒を行わず、使用前後に手洗いを
行うよう指導
- ・ゴミの分別における配慮

2 教育活動等での対応

(1) 日常活動

① 教科指導における配慮

ア 感染のリスクが高いため十分に配慮して行う学習活動

以下の活動においては、児童・生徒の「接触」、「密集」、「近距離での活動」、「向かい合っ
ての発声」について、距離や方向、回数、時間などに配慮して実施

- ・各教科等に共通する活動として「児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童・生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術における「児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童・生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

イ 感染症対策に留意した各教科等の指導

● 共通事項

- ・教職員及び児童・生徒等はマスク着用を基本とした飛沫感染防止対策を徹底（体育の授業は別途）

- ・教室における児童・生徒の座席間隔（可能な範囲）の確保と対面とならない座席配置の工夫
- ・気候上可能な限り、教室等の2方向の窓を同時に開けた十分な換気（30分に1回を目安。空調使用時も同様。）
- ・できる限りの個人の教材教具使用及び児童・生徒同士の貸し借りは原則禁止
- ・器具や用具を共用で使用する場合における使用前後の手洗いの徹底
- ・グループや少人数等による話し合い活動におけるグループ人数の配慮、一定の距離の確保、回数や時間の制限、並びに、オンラインによる意見交換などの「密集」、「密接」にならない方法の積極的な活用
- ・授業中に体調不良（風邪症状〔平熱より高い、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、強いだるさ、息苦しさ〕）の児童・生徒が発生した場合の対応（当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅休養を指示。指導要録上は「欠席日数」とせず「出席停止・忌引等の日数」として記録。）
- 音楽における対応
 - ・歌唱や管楽器（リコーダー等）を用いる活動における児童・生徒の立ち位置などの工夫（窓や壁に向かって2m（最低1m）程度間隔を空けた横1列の隊形や半円の隊形での実施など）
 - ・授業や部活動等における「合唱」の際のマスク着用原則を徹底
- 家庭科の「調理実習」における対応
 - ・実習前の手洗いの徹底及び調理器具等の使い回しの原則禁止
 - ・「喫食」を行う場合は「給食」時の対応に準拠
- 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項
 - ・熱中症事故防止に係る別途通知を踏まえた留意事項の遵守
 - ・児童・生徒の休業中の体力低下や健康状況を考慮した実施
 - ・可能な限り屋外での実施
 - ・体育館や武道棟で実施する場合の十分な換気と呼吸が激しくなるような運動の禁止
 - ・「運動」時のマスク着用は不要。ただし、教員の説明を聞くときなどは原則としてマスクを着用
※令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（スポーツ庁）（https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00011.html）参照
 - ・更衣室の定期的な換気と児童・生徒を小グループに分けた短時間での利用
 - ・使用する用具等の使用前の消毒の徹底と児童・生徒間での使い回しの原則禁止
- 「水泳」の実施における対応

※学校の水泳授業における感染症対策に係る別途通知
（https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00020.html）を踏まえて実施。
ただし、以下の対策を講じることが困難で児童・生徒の安全確保ができないと判断した場合の水泳授業は実施不可。

 - ・プール、プールサイド、更衣室等における密集・密接の場面を避ける対策の実施
 - ・シャワーや洗眼器の水栓及び更衣室のドアノブやロッカー等のこまめな消毒の徹底
 - ・児童・生徒及び保護者の同意
- 「柔道」の攻防や「器械運動」での補助などの飛沫感染リスクや常時身体接触を伴う活動の対応
 - ・可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒の安全確保が難しいと判断した場合には実施不可

② 給食実施時における配慮

- ア 気候上可能な限り、教室等の2方向の窓を同時に開けた十分な換気
- イ 体調不良の児童・生徒は給食当番を行わないよう指導
- ウ 給食当番以外の者も含め、全員の手洗いを徹底

- エ マスクは喫食直前に外し、喫食後、速やかに着用
- オ 手指を使って食べるものを提供する場合やおかわりの提供をする際は、配膳や喫食する際の感染リスクを考慮
- カ 席は向かい合わせにせず、前向きで、大声での会話を控えて食事
- キ 配膳時、片付け時ともに、配膳台付近が混みあわないように動線等を工夫
- ク 自分の食器や残食は自分で片付け

③ 休憩時間における配慮

- ア 気候上可能な限り、教室等の2方向の窓を同時に開けた十分な換気
- イ トイレ使用時における混雑を避ける動線や順番の確保
- ウ 外遊びやトイレ使用后などの手洗いの徹底
- エ 大人数、大声、至近距離での会話はしないことの徹底

④ 部活動における配慮

●基本的な考え方

- ・「北区立中学校部活動方針」に準じて生徒の安全を最優先に実施
- ・生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえて安全を最優先に活動計画を作成
- ・実施内容や方法を工夫し、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを実施
- ・部活動の日時や実施内容の生徒・保護者への周知及び理解促進の徹底
- ・部活動を行う前の顧問等による健康観察と生徒自身による体調管理の徹底
- ・感染リスクの高い活動（特に、身体接触を伴う活動等で可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全確保が難しいと判断した場合）は実施不可
- ・運動部活動でのマスク着用は「実技を伴う体育の授業を実施する場合」に準拠
- ・部活動（文化部活動も含む。）中にマスクを外す際には生徒間及び教職員と生徒間の距離をおおむね2m以上確保したうえで不必要な会話や発声は禁止
- ・使用する楽器や用具等の使用前の消毒の徹底と生徒間の使い回しの原則禁止
- ・使用する屋内の活動場所、更衣室、部室の換気及び小グループでの短時間利用の徹底

●対外試合や大会参加等について

- ・対外試合、合同練習、大会参加など校外での活動については、地域や生徒の感染状況、各部活動の意義や目的に照らしてその必要性を慎重に判断し、生徒・保護者の同意を得ることを厳守
- ・大会参加時におけるすべての場面（会場への移動時や食事時、会場での更衣室及び会議室の利用時など、大会にかかるスポーツ、文化活動以外の場面も含む。）での学校と主催団体による感染症対策の徹底

⑤ 児童会・生徒会活動における配慮

- ア 委員会活動の時間短縮の工夫（活動内容や協議事項の精選など）
- イ 総会実施における放送設備等での対応

⑥ 登下校時における配慮

- ア 交通安全の観点や防犯の観点を踏まえるとともに、集団登下校の際に密接とならないよう安全指導
- イ 通学に不慣れな小学校第1学年の児童に対しては十分注意
- ウ 送迎バス等の利用時における窓開けによる換気と密接しない座席への着席を徹底
- エ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高いときには、熱中症などの健康被害を避けるため、屋外で人との十分な距離（1m以上）を確保できる場合はマスクを外すよう指導

(2) 学校行事等

下表に定めるとおり

※「基本的な感染予防対策」とは、参加者の自宅での検温と体調確認、手洗い、うがい、マスク着用などのエチケット対策、教室等の窓開放などによる十分な換気、会場の座席配置における十分な間隔確保などを想定したもの

※北区教育委員会が所管する宿泊行事の実施は、東京都北区及び宿泊先の感染状況を十分考慮した上で実施することを基本とし、これに伴う実地踏査は感染症対策を講じて実施。ただし、当該学年で新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業（当該学年の学年閉鎖・学級閉鎖を含む）の措置を行っている場合は中止として代替活動を可能な限り設定。なお、実施に際しては、日頃の健康観察の徹底、事前の児童・生徒及び保護者に対する実施中の感染症対策等の十分な説明、参加同意書の徴取、宿泊時の部屋の定員を限定した身体的距離の確保を徹底。

ア 幼稚園・さくらだこども園・小学校・中学校共通

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いているときの対応方針を示したものであり、感染状況によっては、「中止」、「延期」、「規模縮小」、「代替活動」等を検討する。

	行事等	実施可否	判断	「補足説明」又は「実施する場合の留意事項」等
1	土曜日授業	実施	学校	【外部への公開について】 ・基本的な感染予防対策の徹底。 ※学校規模により、公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。 ※感染状況によっては中止を判断する。
2	平日の公開授業	実施	学校	【外部への公開について】 ・基本的な感染予防対策の徹底。 ※学校規模により、公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。 ※感染状況によっては中止を判断する。
3	国・学力調査（小6・中3）	実施	区	・国の方針に沿って、4月19日（火）に実施。
4	都・学力調査（小4～中3）	実施	区	・都の方針に沿って、以下の期間のいずれかの日程で実施。（学校による） （小6・中3）5/16（月）～5/27（金） （小5・中2）5/30（月）～6/10（金） （小4・中1）6/13（月）～6/24（金）
5	区・基礎基本調査（小2～中3）	実施	区	・以下の日程で実施。 （小5・6、中学校）4月15日（金） （小2～小4）4月19日（火）
6	体力テスト	実施	区	・国、都の方針に沿って、6月に実施。

7	運動会、学芸会、音楽会、展覧会	実施	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況を踏まえた実施方法を検討して実施。(感染状況が芳しくない場合は、実施時間の短縮、感染リスクの高い身体接触実技の中止など配慮する) ・「3密」が発生しないよう配慮する。 ※学校規模により、公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。
8	地域巡り(地域探検)	実施	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を使用する場合は、混雑するラッシュ時間を避ける。
9	社会科見学・遠足等校外学習	実施	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を使用する場合は、混雑するラッシュ時間を避ける。
10	ゲストティーチャーの招へい	実施	学校	<p>【外部への公開について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防対策の徹底。 ・ゲストティーチャーには、入校時の検温、直近の健康状態を確認する。 ※学校規模により、公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。 ※感染状況によっては中止を判断する。
11	校内研究講師等の招へい授業	実施	学校	<p>【外部への公開について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防対策の徹底。 ・講師等には、入校時の検温、直近の健康状態を確認する。 ※学校規模により、公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。 ※感染状況によっては中止を判断する。
12	朝礼、避難訓練(安全指導)	実施	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・国や都の方針を踏まえて実施。
13	水泳指導(体育の授業として行う)	実施	区 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・国や都の方針を踏まえて実施。 ・感染リスクへの対策等を講じるとともに、児童・生徒及び保護者の同意を得る。
14	夏季水泳指導(夏季休業期間中に行う)	実施	区 学校	
15	保護者会、個人面談	実施	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防対策を徹底。
16	学校運営協議会・PTA活動等	実施	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防対策の徹底。 ・長時間にならないよう配慮する。
17	セーフティ教室	実施	区 学校	<p>【外部への公開について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防対策の徹底。 ※学校規模により、公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。 ※感染状況によっては書面開催。

18	薬物乱用防止教室	実施	区 学校	• 基本的な感染予防対策の徹底。
19	道徳授業地区公開講座	実施	区 学校	【外部への公開について】 • 基本的な感染予防対策の徹底。 ※学校規模により、公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。 ※感染状況によっては書面開催。
20	定期健康診断	実施	区	• 国や都の方針に沿って、6月末までに実施。
21	北区教育研究会	実施	区 校 園 長 会	• 基本的な感染予防対策の徹底。 • 参加人数が多い部会の運営を工夫（オンラインも含む）。 ※感染状況によっては、オンラインあるいは書面開催 • 授業公開の実施方法を検討（体育館、屋外で行う、3地区で分かれて実施等）
22	学校ファミリーの日	実施	区	• 基本的な感染予防対策の徹底。 ※感染状況によっては、オンラインあるいは書面開催
23	Q-U	実施	区	• 6月、11月に実施。
24	検定補助事業（準会場）	実施	区 学校	• 基本的な感染予防対策の徹底。
25	教育委員の学校訪問	実施	区	• 基本的な感染予防対策の徹底。
26	指導主事等一般訪問	実施	区 学校	• 基本的な感染予防対策の徹底。
27	特別支援学級新入生・転入生を迎える会	実施	区 設 置 校 長 会	• 基本的な感染予防対策を徹底して、4月28日（木）に実施（2か所に分散）
28	特別支援学級進路講演会	実施	区 設 置 校 長 会	• 基本的な感染予防対策を徹底して、9月9日（金）に実施。
29	特別支援学級卒業生を送る会	実施	区 設 置 校 長 会	• 基本的な感染予防対策を徹底して、2月16日（木）に実施。
30	学校保健会総会	実施	区 校 長 会	• 感染状況を踏まえて、運営の仕方を工夫して、5月に実施。
31	学校保健大会	実施	区 校 長 会	• 感染状況を踏まえて、運営の仕方を工夫して、12月に実施。

32	いじめ対応研修会	実施	区	・オンラインによる実施
33	教育課題研修	実施	区	・オンラインによる実施
34	研究発表会	実施	区 学校	・感染状況を踏まえて、運営の仕方を工夫して実施する。 ・感染状況が芳しくない場合は、オンラインあるいは書面発表もあり。
35	周年行事	実施	学校	・基本的な感染予防対策の徹底。 ※学校規模により、公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。 ・祝賀会は、感染状況等を見極めて判断
36	幼稚園・保育園・こども園と小学校交流事業	実施	学校	・身体接触が多くならないように工夫して実施。 ・給食については、実施方法を工夫する。
37	入学式、幼稚園・こども園の入園式	実施	区	・感染状況を踏まえた実施方法を検討して実施。 ・感染状況が芳しくない場合は、実施時間の短縮や参加人数を制限する。 ・「3密」が発生しないよう配慮する。
38	卒業式、幼稚園・こども園の修了式	実施	区	・感染状況を踏まえた実施方法を検討して実施。 ・感染状況が芳しくない場合は、実施時間の短縮や参加人数を制限する。 ・「3密」が発生しないよう配慮する。

イ 幼稚園・さくらだこども園

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いているときの対応方針を示したものであり、感染状況によっては、「中止」、「延期」、「規模縮小」、「代替活動」等を検討する。

	行事等	実施可否	判断	「補足説明」又は「実施する場合の留意事項」等
1	未就園児の会	実施	園	・基本的な感染予防対策の徹底。

ウ 小学校

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いているときの対応方針を示したものであり、感染状況によっては、「中止」、「延期」、「規模縮小」、「代替活動」等を検討する。

	行事等	実施可否	判断	「補足説明」又は 「実施する場合の留意事項」等
1	北区小学校連合音楽会 (滝野川地区)	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して、12月1日(木)に実施。 ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。
2	北区小学校連合展覧会 (赤羽地区)	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して、1月20日(金)～26日(木)に実施。 ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。
3	北区小学校連合陸上記録会(6年)	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して、10月12日(水)に実施。 ※なお、全校児童が集合することはせず、学校ごとに開催する。
4	北区小学校音楽鑑賞教室(6年)	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して、6月8日(水)に実施。 ・感染状況が芳しくない場合は、中止する。
5	席書会(小学校)	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> ・一堂に会して実施しない。 ※一堂に会して授賞式は行わず、賞状を各校に配布
6	4年移動教室	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防対策の徹底。 ・6～7月、1泊2日、那須で実施する。 ・1ラウンドの児童数を減らす。
7	5年岩井自然体験教室	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防対策の徹底。 ・5～11月、2泊3日で実施 ・1ラウンドの児童数を減らす。
8	日光高原学園(6年)	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防対策の徹底。 ・7～8月、1泊2日で実施。 ・1ラウンドの児童数を減らす。
9	小学校特別支援学級宿泊学習	実施	区 設置 校長会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防対策を徹底して、10月中旬に1泊2日で実施。
10	科学・環境スクール	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防対策の徹底。

エ 中学校

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いているときの対応方針を示したものであり、感染状況によっては、「中止」、「延期」、「規模縮小」、「代替活動」等を検討する。

	行事等	実施可否	判断	「補足説明」又は 「実施する場合の留意事項」等
1	北区立中学校生徒海外派遣事業	実施	区	<ul style="list-style-type: none"> 今後の感染状況や出入国における水際対策の状況等により、「現地でのホームステイ」、「現地でのホテルステイ」あるいは「オンラインでの交流」など実施方向を校長会と協議のうえ、5月に判断。
2	職場体験	実施 (実施予定)	学校 区	<ul style="list-style-type: none"> 受入先の要望を踏まえて、感染症対策を徹底して実施する。 ※受入事業所の確保が困難な学校は、中止し、代替活動を実施する。
3	岩井臨海学園（1年）	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策の徹底。 7～8月、2泊3日で実施。 ※水泳指導中止や海水浴場開設中止の場合は、中止を判断する。
4	EC（イングリッシュキャンプ）（2年）	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策の徹底。 11～1月、2泊3日で実施。 岩井で実施する。
5	修学旅行（3年）	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策の徹底。
6	北区中学校音楽鑑賞教室	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して、1月30日（月）に実施。 感染状況が芳しくない場合は、中止する。
7	北区中学校連合音楽会	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して、11月2日（水）に実施。 ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。
8	北区中学校連合学芸会	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して、11月1日（火）に実施。 ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。
9	北区中学校連合展覧会	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して、1月28日（金）～30日（月）に実施。 ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりして工夫する。
10	席書会	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> ※一堂に会して授賞式は行わず、賞状を各校に配布
11	北区中学校連合体育大会	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して、9月26日（月）に実施。 感染状況が芳しくない場合は、実施時間の短縮、保護者の参加人数の上制限は、全校園で共通理解をする。

12	中学校特別支援学級宿泊学習	実施	区 設置 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して、6月22日（水）～24日（金）に実施。
13	教育委員と中学生の懇談会	実施	区	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況を踏まえた実施方法を検討して12月2日（金）に実施。（感染状況が芳しくない場合は、実施時間を短縮）
14	部活動	実施	学校 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して実施する。（感染状況が芳しくない場合は、実施時間の短縮） 公共交通機関を使っでの移動する場合は、ラッシュなどの混雑する時間帯を可能な限り避ける。
15	サイエンスラボ	実施	区 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策の徹底。
16	中学校特別支援学級スポーツ交流大会	実施	区 設置 校長会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策を徹底して、12月1日（木）に実施。（感染状況が芳しくない場合は、実施時間の短縮） 「3密」が発生しないよう配慮する。

(3) 「緊急事態宣言」の発出や、「まん延防止等重点措置」が適用されている場合の各種対応について

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインの内容を原則とし、感染防止対策をより一層徹底して学校運営を実施。なお、引き続き、対面による授業に加え、オンライン教材やGoogle Classroomを活用した学習環境を構築する。 特に、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒に対しても、学びの継続に努める。
学習活動	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策を講じてもおお飛沫感染の可能性が高い教育活動は、実施時期を変更するなどして、実施しない。
部活動	<ul style="list-style-type: none"> 平日に限り実施可とする。（土日祝日の活動は中止） 区専門委員会等が主催する大会への参加、他校との練習試合・合同練習等は、中止する。 特例として、中体連が主催する大会等（北区予選や東京都中学校吹奏楽連盟主催のコンクールを含む）が、緊急事態宣言期間中に行われる場合は、その大会等への参加は可とする。なお、大会出場に登録する生徒に限定する等、必要最小限の人数とする。また、生徒・保護者の同意書を得る。
校内の学校行事等	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒等が学年を越えて屋内で一室に集まって行う行事等は中止する。 運動会等の体育的行事や学芸会等の文化的行事の実施については、原則延期する。なお、延期せず実施する場合は、保護者等の参観は無しとする。その際、保護者に向けて、行事の様子を伝える手段を講じる。 保護者を含め外部への授業公開等は中止する。 保護者会等を実施しなければ学校・園運営に影響があると判断する場合は、来校者の校内での動線を工夫するなど感染予防対策を徹底した上での実施を可とする。
校外学習	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関を利用しての校外学習は中止又は延期する。移動手段が貸し切りの場合は、受け入れ先に確認の上、実施可とする。

宿泊行事	<ul style="list-style-type: none"> ・北区教育委員会で所管する宿泊行事（小学校第6学年「日光高原学園」は除く）は、中止とする。なお、中止の際は、代替活動を可能な限り設定する。 ・小学校第6学年「日光高原学園」及び中学校第3学年「修学旅行」は、最高学年であることを踏まえ、参加者のPCR検査や学校から新幹線発着駅までの貸切バス利用等を行うなどして実施する。
------	--

(4) その他

① 学校施設開放

ア 学校設備等使用・地区体育館・校庭夜間開放

- ・緊急事態宣言発令期間中は中止。その後は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて判断。
- ・利用団体は、活動前の自宅での検温や手洗い・手指消毒等の感染症対策を徹底するとともに、活動終了後は通常の清掃のほかに、蛇口・スイッチ類等手を触れた部分の消毒作業を実施。

イ 小学校校庭開放（子どもの遊び場）

- ・緊急事態宣言発令期間中は中止。その後は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて判断。

② 学童クラブ・放課後子ども教室の運営

ア 感染予防対策の徹底（部屋の換気、室内活動時の咳エチケット、外遊び後の手洗いの徹底、食事やおやつの際のテーブル配置の工夫と私語を控えることの徹底など）

イ 活動内容の工夫（外遊び中心、体育館の活用など児童が密集しない工夫）

ウ 活動場所の分散（学童クラブ室に隣接した教室、特別教室、体育館などの活用）

エ 感染状況に応じて、通常と異なる運営をする場合があることに留意。

③ 適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）の運営

- ・学校に準じて実施。

※学校が臨時休業（全部・学年等）となった場合は、学校への登校状況に応じて判断。

④ 学校公開講座

- ・実施。

- ・感染予防対策の徹底（マスク着用、体調確認、部屋の換気、人との間隔確保など）

※飲食が伴う公開講座については、開催時期における区施設の貸出対応に準じて判断。

⑤ 学校支援ボランティア活動推進事業

- ・各校の状況に応じて実施。

- ・感染予防対策の徹底（マスク着用、体調確認、部屋の換気、人との間隔確保など）

3 感染者等が発生した場合及び発生する可能性の生じた場合の対応

幼児・児童・生徒、教職員等が、感染者であることが判明した場合、ただちに保護者や親族等から学校に連絡。学校は、学校支援課へ速やかに連絡。

幼児・児童・生徒、教職員等が、症状があるなど感染の疑いがある場合、速やかに受診し、医師の診断を受けること。結果について、学校に連絡。

(1) 幼児・児童・生徒が感染者と判明した場合

ア 医療機関ないし保健所の判断に基づき、症状がない場合は7日間、症状がある場合は治癒するまでの

間（少なくとも10日間）、当該幼児・児童・生徒は、出席停止

- イ 保健所に当該感染を情報提供し、当該感染者との濃厚接触者を特定して健康観察を実施
- ウ 当該感染者が発生した学校は、濃厚接触者が保健所により特定されるまで、もしくは感染者や濃厚接触者が複数となり、感染の拡大が見受けられる場合は、学校の全部又は一部を臨時休業 ※保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位、学校全体を判断
- エ 当該感染者が活動した範囲の高頻度で触った物品等を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒。トイレの消毒は0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用。

(2) 幼児・児童・生徒が濃厚接触者と判明した場合

- ア 最終接触日の翌日から起算して原則7日間は自宅待機（出席停止扱い、登校している場合は、下校も検討）
- イ 濃厚接触者として、保健所の指示により原則PCR検査を実施。検査を受けた結果、陰性であっても、自宅待機期間の変更はなく、健康観察を継続。検査を受けない（受けられなかった）場合も同様。
- ウ 自宅待機期間中に、症状が出たら、速やかに受診し、「濃厚接触者として自宅待機中」に症状が出たことを申し出ること。医師の診断が、「陽性」の場合は、「3(1) 幼児・児童・生徒が感染者と判明した場合」と同様の対応。結果、「陰性」の場合は、医師の指示に基づいて登校時期を決定。
- エ 他の児童・生徒等や教職員の健康観察

(3) 教職員が感染者と判明した場合

- ア 医療機関ないし保健所の判断に基づき、症状がない場合は7日間、症状がある場合は治癒するまでの間（少なくとも10日間）、当該教職員は、出勤不可
- イ 保健所に当該感染を情報提供し、当該感染者との濃厚接触者を特定して健康観察を実施
- ウ 当該感染者が発生した学校は、濃厚接触者が保健所により特定されるまで、もしくは感染者や濃厚接触者が複数となり、感染の拡大が見受けられる場合は、学校の全部又は一部を臨時休業 ※保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位、学校全体を判断
- エ 当該感染者が活動した範囲の高頻度で触った物品等を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒。トイレの消毒は0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用。
- オ 教職員の多数が濃厚接触者となり、代講等による授業継続が困難な場合、学校の全部又は一部の臨時休業

(4) 教職員が濃厚接触者と判明した場合

- ア 最終接触日の翌日から起算して原則7日間は自宅待機、出勤不可（出勤している場合は、退勤も検討）。ただし、最終接触日の翌日から起算して4日目及び5日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除可能。
- イ 濃厚接触者として、保健所の指示により原則PCR検査を実施。検査を受けた結果、陰性であっても、自宅待機期間の変更はなく、健康観察を継続。検査を受けない（受けられなかった）場合も同様。
- ウ 自宅待機期間中に、症状が出たら、速やかに受診し、「濃厚接触者として自宅待機中」に症状が出たことを申し出ること。医師の診断が、「陽性」の場合は、「3(3) 教職員が感染者と判明した場合」と同様の対応。結果、「陰性」の場合は、医師の指示に基づいて出勤時期を決定。
- エ 他の児童・生徒等や教職員の健康観察

- (5) 時間講師や、校内で従事する委託業者（調理業務、総合管理業務）が感染者又は濃厚接触者と判明した場合
保健所と相談のうえ、原則として、(3)～(4)に準じた対応
- (6) 放課後子ども総合プランの関係者が感染者となった場合
ア 校内で展開する「学童クラブ」及び「わくわく☆ひろば」に従事する委託業者、スタッフが感染者と判明した場合、子どもわくわく課は、速やかに、学校および教育政策課に当該情報を提供
イ 保健所調査の結果を踏まえ(3)に準じて対応。ただし、児童、生徒に濃厚接触者がいない場合など感染リスクが低い場合は、保健所と相談のうえ臨時休業等の措置を行わずに対応。
- (7) 感染情報の公表・情報提供
ア 幼児・児童・生徒又は教職員等に感染者が発生した場合は、プライバシーに配慮し、区ホームページに感染者が発生したことについて、学校名を掲載せずに公表
イ 感染者が発生した学校の保護者には、学校配信メールにより、プライバシーに配慮し、当該校で感染者が発生したことを情報提供
- (8) 学校が学年閉鎖等の措置をとった場合の学習保証等への対応
ア 学級閉鎖・学年閉鎖等の措置をとった場合は、自宅にいる児童・生徒等に対して「きたコン」（学習用端末）を活用して、オンライン等により、学習の保障及び健康状態の確認と心身のケアの実施
※オンライン学習の実施が可能な教科、1コマの時間、1日のコマ数は、児童・生徒の発達段階や閉鎖期間によって異なるため、状況に応じてドリルやプリントに取り組むよう指示。
イ 児童・生徒等が感染者や濃厚接触者となり、やむを得ず登校が制限される場合、あるいは、感染が不安で自ら登校を控えることとなる場合は、登校できない期間について、eライブラリやスタディサプリ等のオンライン教材等を活用し学習の保障及び健康状態の確認と心身のケアの実施
- (9) 他の学校等の状況を踏まえた対応
北区内のクラスター発生状況や都内の患者の発生状況などにより、一部又はすべての学校において臨時休業を実施

4 幼児・児童・生徒の出欠の取扱い

- (1) 幼児・児童・生徒が海外から帰国した場合
ア 帰国後は、国の水際対策による一定期間の自宅等における待機要請に従うよう指導
イ 出欠の取扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」または「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」
ウ 指導要録は、「出席停止・忌引等の日数」として記録
- (2) 保護者から感染が不安で、幼児・児童・生徒を休ませたいと相談があった場合
ア 保護者から欠席させたい事情を丁寧に聴取
イ 学校が講じている感染症対策の十分な説明と学校運営方針へのご理解・ご協力をお願い
ウ イによっても、保護者が幼児・児童・生徒を欠席させたい場合で、地域の感染拡大状況など保護者が考える合理的理由があると校長が判断したときにおける児童・生徒の出欠の扱いは、「校長が出席しなくてもよいと認める日」との取扱い
エ 指導要録は、「出席停止・忌引等の日数」として記録

(3) 体調不良（風邪症状）の幼児・児童・生徒の対応

- ア 当該幼児・児童・生徒は症状がなくなるまで無理をせず、自宅休養を指導
- イ 指導要録上は「欠席日数」とせず「出席停止・忌引等の日数」として記録

(4) 家庭内感染への対策

- ア 幼児・児童・生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がある場合は登校しないよう要請。
- イ 同居の家族が濃厚接触者となった場合、その後、発症もしくは検査で陽性判定された場合を考慮し、陰性確認ができるまで、原則、登校しないよう要請。ただし、検査が受けられない場合もあるため、地域や学校の感染状況、各家庭の状況にも配慮。
- ウ 出欠の取扱いは「学校保健安全法第 19 条による出席停止」
- エ 指導要録上は「欠席日数」とせず「出席停止・忌引等の日数」として記録
- オ 教職員の同居家族に発熱等の風邪症状がある場合や同居の家族が PCR 検査を受けることになった場合にも、出勤しないよう要請

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

- ア 感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を実施

- イ 幼児・児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、園・学校や相談窓口（24 時間子供 SOS ダイアル、東京都いじめ相談ホットライン、北区教育総合相談センター等、P17 参照）に相談するよう、適宜周知

- ウ ワクチン接種は感染防止に有効な手段として推奨される一方、ワクチンは最終的には個人の判断で接種するものであることから、ワクチン接種に当たっては、リスクと効果を総合的に勘案し、児童・生徒等及び保護者の意思で接種を判断

なお、5歳～11歳の小児へのワクチン接種については、北区のホームページの掲載内容を参照
【HPアドレス】 https://www.city.kita.tokyo.jp/wakuchin/children_5_11.html

6 幼児・児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア、児童虐待防止への対応

(1) 支援が必要な幼児・児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組

- ア 長期にわたる休業等により、学習についていけるかという焦りや、自分も感染するのではないかという恐れなど、通常とは異なる様々な不安を多くの子どもたちが抱えているということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧な心のケアを実施

- イ 支援が必要と思われる幼児・児童・生徒の早期発見・早期対応のために、幼児・児童・生徒や保護者等を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が幼児・児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を実施

- ウ その上で、気になる様子が見られる幼児・児童・生徒については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該幼児・児童・生徒に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝え、必要な生徒からスクールカウンセラーによる面接を実施

- エ 生活や福祉等の支援が必要とされる幼児・児童・生徒については、スクールソーシャルワーカーや関

係機関等との連携を検討

オ 幼児・児童・生徒が感染の不安を理由に長期欠席している場合であっても、背景にその他の問題がないかも含め、幼児・児童・生徒の状況を的確に把握することが必要

カ 児童虐待防止に関しては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康診断等の実施などにより、幼児・児童・生徒の状況を的確に把握し、子ども家庭支援センター等への連絡・相談等により、適切に対応。また、欠席している幼児・児童・生徒に対しては、感染症対策の徹底に留意しつつ、必要に応じて家庭訪問や関係機関との連携を行うなどにより、定期的に幼児・児童・生徒の状況を把握。

(2) 学校・家庭・地域の連携による「子どもが安心して相談できる環境」の構築

ア 全ての幼児・児童・生徒に、どんな小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、適宜周知。中学生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを併せて周知（※下表参照）

イ さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における幼児・児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、園・学校や相談機関に相談するよう周知



ああん なや
不安や悩みがあるときは…

ひとり なや
一人で悩まず、相談しよう



北区立学校用
令和4年4月版

<p style="text-align: center;">東京都いじめ相談ホットライン</p> <p style="font-size: small;">いじめ、不登校、友人関係、発達障害、自傷行為等に関する相談</p> <p style="text-align: center;">24時間対応 0120-53-8288</p> <p style="text-align: center;">メール相談 <input type="button" value="東京都 教育相談"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p style="font-size: x-small;">東京都教育相談センターホームページのメール相談をクリック 東京都教育相談センター</p>	<p style="text-align: center;">相談ほっとLINE@東京</p> <p style="font-size: small;">都内の中学生・高校生向けのSNS相談</p> <p style="text-align: center;">毎日 15:00~23:00 受付は22:30まで</p> <p style="text-align: center;"> 東京都教育相談センター</p>	<p style="text-align: center;">北区教育総合相談センター</p> <p style="font-size: small;">子供の性格や行動、不登校、学校生活、子育て等に関する</p> <p style="text-align: center;">03-3908-1326 または 03-3905-3110 (いじめ110番)</p> <p style="font-size: x-small;">月～金 8:30～17:30(祝日、年末年始を除く) 北区教育委員会</p>	
<p style="text-align: center;">24時間子供SOSダイヤル</p> <p style="font-size: small;">いじめの問題やその他の子供に関する相談全般</p> <p style="text-align: center;">24時間対応 フリーダイヤル 0120-0-78310</p> <p style="text-align: center;">全国統一ダイヤル</p>	<p style="text-align: center;">こころのいのちのほっとライン</p> <p style="font-size: small;">生きることに悩んでいる人のための相談</p> <p style="text-align: center;">はなしてなやみ 0570-087478</p> <p style="font-size: x-small;">毎日 12:00～翌朝5:30 東京都福祉保健局</p>	<p style="text-align: center;">話してみなよ 東京子供ネット</p> <p style="font-size: small;">いじめ、体罰、虐待等の子供の人権侵害に関する相談</p> <p style="text-align: center;">フリーダイヤル 0120-874-374</p> <p style="font-size: x-small;">平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00 (年末年始を除く) 東京都児童相談センター(子供の福利館連絡センター)</p>	<p style="text-align: center;">性暴力救済ダイヤルNaNa</p> <p style="font-size: small;">性暴力・性被害に関する相談</p> <p style="text-align: center;">24時間対応 03-5607-0799</p> <p style="font-size: x-small;">性暴力救済センター・東京</p>
<p style="text-align: center;">考えよう!いじめ・SNS@Tokyo</p> <p style="font-size: small;">いじめ防止とSNSの適切な利用に役立つウェブサイト・アプリ</p> <p style="font-size: x-small;">◆「こころ空機種チェック」アプリを使って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。 ◆こたエールのネット相談受付フォームにつながります。</p> <p style="text-align: center;"><input type="button" value="考えよう いじめ SNS"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p style="text-align: center;">東京都教育委員会</p>	<p style="text-align: center;">よいこに電話相談</p> <p style="font-size: small;">学校、子育て等、子供に関する相談全般</p> <p style="text-align: center;">よいこに 03-3366-4152</p> <p style="font-size: x-small;">聴覚言語障害者相談(FAX) 03-3366-6036 平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00 (年末年始を除く) 東京都児童相談センター</p>	<p style="text-align: center;">ヤング・テレホン・コーナー</p> <p style="font-size: small;">非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談</p> <p style="text-align: center;">24時間対応 03-3580-4970</p> <p style="font-size: x-small;">◆月～金 8:30～17:15 専門の担当者(心臓病、警察官)が対応 ◆夜間、土日祝日 宿直の警察官が対応 警視庁 少年相談係</p>	
<p style="text-align: center;">こたエール</p> <p style="font-size: small;">ネット・スマホのトラブル相談</p> <p style="text-align: center;">電話相談 0120-1-78302</p> <p style="font-size: x-small;">LINE相談 アカウント名「相談ほっとLINE@東京」 メール相談 こたエール <input type="button" value="検索"/></p> <p style="font-size: x-small;">月～土 15:00～21:00(祝日・年末年始を除く) LINE相談は20:30まで受付 メール相談は24時間受付</p>	<p style="text-align: center;">こころの電話相談</p> <p style="font-size: small;">心の健康に関する相談</p> <p style="text-align: center;">平日9:00～17:00(土日祝日、年末年始)</p> <p style="font-size: x-small;">千代田、中央、文京、台東、墨田、江東、豊島、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ地域</p> <p style="text-align: center;">03-3844-2212</p> <p style="text-align: center;">東京都立精神保健福祉センター</p>	<p style="text-align: center;">こころの電話相談室</p> <p style="font-size: small;">子供の行動や心の発達等に関する相談</p> <p style="text-align: center;">042-312-8119</p> <p style="font-size: x-small;">月～木 9:30～11:30 13:00～16:30 (祝日、年末年始を除く) 東京都立小児総合医療センター</p>	<p style="text-align: center;">女性のためのLINE相談 To U</p> <p style="font-size: small;">学校、仕事、子育て、家庭等に関する様々な悩みの相談</p> <p style="text-align: center;">毎週木・土曜日 18:00～21:00</p> <p style="text-align: center;">スペースゆう (北区男女共同参画活動拠点施設) 03-3913-0161</p> <p style="font-size: x-small;">※おたより専用QRコード</p>

ああん なや
不安や悩みは誰にでもあります。身近にいる信頼できる大人や、上にある相談機関に相談してみましょう。

【参考資料】

区立学校関係の感染及び臨時休業の状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

1 幼児・児童・生徒・教職員の感染状況

	属性	幼稚園 ・こども園	小学校児童	中学校生徒	幼稚園・こども園 教職員	小学校 教職員	中学校 教職員	合計
令和3年	4～6月	0	15	10	0	4	0	29
	7～9月	1	155	68	0	6	3	233
	10～12月	0	2	0	0	1	0	3
令和4年	1～3月	28	2050	352	4	92	20	2546
令和3年度	属性合計	29	2222	430	4	103	23	2811

※延べ人数

※会計年度任用職員を含み、委託事業者従業員・学童クラブ職員を除く

2 臨時休業等の状況

ア 全学年休業数					
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
こども園・幼稚園	0	0	0	1	1
小学校	3	0	0	4	7
中学校	1	0	0	2	3
合計	4	0	0	7	11
イ 学年閉鎖数					
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
小学校	7	9	0	10	26
中学校	3	1	0	5	8
合計	10	10	0	15	34
ウ 学級閉鎖数					
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
こども園・幼稚園	0	0	0	3	3
小学校	0	11	2	244	257
中学校	0	6	0	41	47
合計	0	17	2	288	307

※9月より学級閉鎖も実施。

北区教育委員会事務局の問い合わせについて

〔教育活動、学校行事、夏季休業日に関すること〕

教育振興部教育指導課指導係 03-3908-9287

〔教職員のサービスに関すること〕

教育振興部教育指導課教職員係 03-3908-9286

〔宿泊行事に関すること〕

教育振興部学校支援課 学事係 03-3908-1541

〔保健、給食に関すること〕

教育振興部学校支援課 保健給食係 03-3908-9295

〔きたコン（学習用端末）に関すること〕

教育振興部学び未来課 教育情報化推進係 03-3908-9273

〔体育館・校庭の地域開放、学校公開講座に関すること〕

教育振興部生涯学習・学校地域連携課 03-3908-9323

〔特別支援学級、巡回指導、通級指導、適応指導教室に関すること〕

教育総合相談センター 03-3908-9269

〔学童クラブ、放課後子ども教室（一般登録）に関すること〕

子ども未来部子どもわくわく課 03-3908-9361